

基準月額 4,200円

# 介護保険料

が変わります

六十五歳以上の皆さんへ



問合せ 高齢者支援課  
電話 0558 76 8009

以前からお知らせしているとおり、3年に1度の介護保険事業計画の見直しを行い、今年度からの介護保険料段階は、6段階から8段階に変わり、基準月額は4,200円となりました。

伊豆の国市介護保険料 基準月額は4,200円		
段階	対象	年間保険料額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税世帯非課税の人または生活保護受給者	25,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	25,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人	37,800円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人(第4段階特例者)	45,300円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で第4段階特例者に該当しない人	50,400円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	55,400円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	63,000円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	75,600円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の人	88,200円

\*年間保険料とは、4月から翌年3月までの介護保険料です。\*世帯とは、住民登録してある世帯です。\*合計所得金額とは税法上の用語で、収入から経費相当額を引いた金額です(基礎控除や扶養控除を引く前の金額。譲渡所得は特別控除前の金額)。

いつもありがとう あなたののおかげです

## 介護者手当

介護が必要な人を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうため毎年7月1日と1月1日を基準日として「介護手当」を支給しています。

基準日に、対象と思われる人には、すでに通知を出しましたので、手続きしてください。

支給額 / 1回当り 60,000円

支給対象 / 次の ~ のすべてに該当する要介護者と6カ月間以上同居し、生計を同じくしている介護者

基準日の6カ月前から市内に在住(住民登録)している人

介護保険制度の要介護認定が、基準日前6カ月間継続して要介護3~5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりや認知症の人

入院、施設入所、短期入所等の日数が、基準日前6カ月の間に44日以下の人

基準日前6カ月の間に特別障害者手当を受けていない人

基準日前6カ月の間に生活保護を受けている介護者に介護されていない人

申請窓口 / 高齢者支援課、市民部市民サービス課、蕪山市民サービス課

申請期間 / 7月2日(木)~17日(金) \*木曜日は19:00まで

持ち物 / 申請書(申請書の送付があった人)、印鑑、振込先の通帳(ゆうちょ銀行の場合は一部郵便局での手続きが必要)



問合せ  
高齢者支援課 電話 0558 76 8011

### 年間保険料額の算定

六十五歳以上の人の介護保険料は、その人の属する世帯の市民税課税状況と本人の前年の年金収入額と合計所得金額から算定されます。個人の年間保険料額は、七月十五日(水)に通知発送予定です。

### 納入通知書が変わります

普通徴収の納入通知書が変わります。これまで、每期ごとと送付していましたが、今年度から国民健康保険税と同じクーポン方式に切り替わります。また、郵便局でも納付可能となりました。

年度途中で納付方法が年金天引きとなった場合は、二重

### 口座振替をご利用ください

納め忘れが気になる人は、口座振替が便利です。次の窓口で手続きしてください。  
申請窓口 / 市役所各庁舎、市内金融機関窓口  
持ち物 / 通帳と届出印  
\*口座振替を申し込んだ人は、二重納付防止のため、納付書は破棄してください。

64歳までは、加入していた医療保険料(税)に介護保険分が含まれていましたが、65歳になった日の前日に属する月の分から介護保険料として納めるようになります(1日生まれは前月分から)。年度途中で65歳になった人は、月割りで保険料が計算されます。

年金(老齢福祉年金を除く)が年額18万円以上の人、原則として特別徴収(年金天引き)となりますが、年度途中で65歳になる人は、年金天引きの手続きに6カ月以上かかるため、はじめは普通徴収(納付書か口座振替)で納めてください。

普通徴収の納期限	期	日
普通徴収の納期限	2期	7月31日(金)
	3期	9月30日(水)
	4期	11月30日(月)
	5期	平成22年2月1日(月)
	6期	平成22年3月1日(月)

七月中旬に郵送します

## 国民健康保険税の納税通知書

平成二十一年度保険税の年間確定額を記載した納税通知書は、世帯主あてに七月中旬に郵送予定です。通知書が届いたら、国保資格の取得漏れや喪失漏れなどの内容に誤りがないかご確認ください。また、納税通知書には、重要な案内を同封する場合がありますので、必ずご確認ください。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者に納めていただく保険税と国の負担金などを財源として運営しています。なかでも保険料は、もつとも重要な財源です。納期限に遅れないよう、納めましょう。



保険税の納税には、便利で安全な口座振替をおすすめします。

申請窓口

国保年金課、蕪山・大仁市民サービス課  
市内金融機関窓口  
通帳と届出印

持ち物

\*経済状況の悪化に伴い職を失った人は、申請をするこゝとで減免が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。  
問合せ 国保年金課 電話 055(948)2905